



長野県報

1月6日(木)
令和4年
(2022年)
第268号

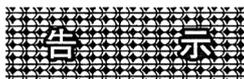
目次

告示

- 救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)..... 1
- 家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の交付(園芸畜産課家畜防疫対策室)..... 1
- 保安林予定森林にする旨の通知(2件)(森林づくり推進課)..... 2
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(5件)(森林づくり推進課)..... 3
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)..... 5
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... 5
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)..... 5
- 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)..... 6
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定の解除(砂防課)..... 6
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課)..... 6
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(砂防課)..... 7
- 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課)..... 7
- 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)..... 7

公告

- 県営土地改良事業計画の策定及び縦覧(農地整備課)..... 8
- 都市計画の変更案作成のための公聴会の開催(都市・まちづくり課)..... 8



長野県告示第1号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部守一

名称	所在地	認定の有効期限
諏訪共立病院	諏訪郡下諏訪町矢木町214	令和7年1月7日

医療政策課

長野県告示第2号

家畜改良増殖法(昭和25年法律第209号)第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付しました。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部守一

臨時種畜検査に基づく交付

種畜 証明書 番号	家畜 の 種類	品 種	名 前 (登録番号)	飼養者の住所氏名	等級	有効期限	有効区域
第 32120990003 号	豚	デュロック種	ワイルド ハール サイホクアルプス 7 0725 (日豚D種 DD19-A000683)	塩尻市大字片丘10931-1 長野県畜産試験場	2級	令和3年12月20日) 令和4年12月19日	長野県内 一円
第 32120990004 号	豚	デュロック種	ワイルド ヒック サイホクアルプス 4 0787 (日豚D種 DD19-A000687)	塩尻市大字片丘10931-1 長野県畜産試験場	2級	令和3年12月20日) 令和4年12月19日	長野県内 一円
第 32120990005 号	豚	中ヨークシャー種	フロンティア ウェスタン サイホクアルプス 7 0721 (日豚Y種 YY19-A000040)	塩尻市大字片丘10931-1 長野県畜産試験場	2級	令和3年12月20日) 令和4年12月19日	長野県内 一円

園芸畜産課家畜防疫対策室

長野県告示第3号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

塩尻市大字宗賀字本山5615の3、5619の1、5619の2、5619のイの1、5624の1、5624の2、5627の1から5627の5まで、5628の1から5628の7まで、5629、5630、5631の1から5631の8まで、5632、5633の1、5633の2、5634から5636まで、5637の1、5637の2、5638から5640まで、5641の1から5641の5まで、5642の1から5642の10まで、5643の1から5643の7まで、5644の1、5644の13、5644の16

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び塩尻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第4号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 保安林予定森林の所在場所

南佐久郡佐久穂町大字大日向字大野沢2122の4・2122の18・2122の20・2122の21・2122の35・2122の36(以上6筆について次の図に示す部分に限る。)、2122の15から2122の17まで、2122の19、2122の22から2122の34まで

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇大野沢2122の4・2122の16・2122の18・2122の21・2122の22・2122の26・2122の28・2122の29・2122の33から2122の36まで(以上12筆について次の図に示す部分に限る。)、2122の19、2122の20、2122の27、2122の30

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び佐久穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第5号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上田市(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

上田市(次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

下伊那郡大鹿村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大鹿村(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第7号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

木曾郡上松町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上松町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第8号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

上水内郡小川村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第9号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上水内郡小川村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小川村（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 変更後の指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度
次のとおりとする。（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び小川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第10号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
大口沢土取場西、豊科温泉東（1）、山崎南1、やまもみじの郷2他4、須砂渡2及びサバイ南
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第11号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 土砂災害警戒区域の名称
大口沢土取場西、豊科温泉東（1）、山崎南1、やまもみじの郷2他4、宮城北、宮城西1、宮城西2、須砂渡2、サバイ南及び北小倉
- 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第12号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大口沢土取場西、豊科温泉東(1)、山崎南1、やまもみじの郷2他4及びサバイ南
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第13号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
大口沢土取場西、豊科温泉東(1)、山崎南1、やまもみじの郷2他4、宮城北、宮城西1、宮城西2、サバイ南及び北小倉
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第14号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により指定した、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害警戒区域の指定を解除します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
ヤッコラ沢、ヤダレ沢、細沢、滝の沢、北富士尾沢、真ヶ沢及び足沢西沢
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第15号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害警戒区域の名称
ヤッコラ沢、ヤダレ沢、細沢、滝の沢、北富士尾沢、真ヶ沢、足沢西沢及び北村沢
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第16号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である次の土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
ヤッコラ沢、ヤダレ沢、細沢、滝の沢、北富士尾沢、真ヶ沢及び足沢西沢
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第17号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 土砂災害特別警戒区域の名称
ヤッコラ沢、ヤダレ沢、細沢、滝の沢、北富士尾沢、真ヶ沢、足沢西沢及び北村沢
- 2 指定の区域
安曇野市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県安曇野建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項
別図に記載するとおり

砂防課

長野県大町建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和4年1月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県大町建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和4年1月6日

長野県大町建設事務所長 塩野入 宗 義

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有明大町線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
北安曇郡松川村字東川原5375番の19地先から 北安曇郡松川村字東川原5377番の25地先まで	旧	m 10.5～20.0	Km 0.0460
同 上	新	10.5～46.3	0.0460

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。
その関係図面は、告示の日から令和4年1月26日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

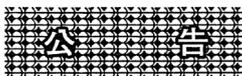
令和4年1月6日

長野県長野建設事務所長 吉川 達也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長野豊野線
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
長野市大字長野字伊勢町313番の2地先から 長野市大字長野字新町294番の1地先まで	旧	m 4.4～6.0	Km 0.1500
同 上	新	8.4～9.4	0.1500

道路管理課



公告

県営あなん地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

この処分について不服があるときは、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に審査請求をすることができます。

また、この計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、長野県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 縦覧に供する書類
県営あなん地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年1月7日から令和4年2月4日まで
- 3 縦覧の場所
下伊那郡阿南町役場（振興課）

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、下諏訪都市計画に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

令和4年1月6日

長野県知事 阿部 守一

- 1 開催日時及び場所
 - (1) 開催日時 令和4年1月30日（日）午前10時00分から
 - (2) 開催場所 下諏訪町庁舎4階 講堂（諏訪郡下諏訪町4613番地8）
- 2 都市計画の変更案の概要
 - (1) 都市計画道路
3・4・12号赤砂東山田線
 - (2) 変更案の閲覧
令和4年1月7日（金）から令和4年1月28日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。